平成２３年（フ）第３０号
静岡県掛川市下垂木1868番地の３
債務者　山中　米子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第１４４２号
愛知県小牧市城山２丁目11番地　桃花台パークヒルズ参番館704号
債務者　吉田　孝幸
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５１５号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目３番31号キューブ東武庫之荘Ⅱ202号
債務者　平野　雅司
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３１号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿1649番地４　フェリックスダイエイＡ101
債務者　米澤　幹枝
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第３８号
鳥取県東伯郡北栄町妻波1460番地７
債務者　濱本　和夫
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第４１号
鳥取県倉吉市昭和町２丁目47番地
債務者　山下　陽子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第４２号
鳥取県東伯郡琴浦町大字高岡88番地１
債務者　中本日佐夫
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第４３号
鳥取県倉吉市住吉町13番地２
債務者　濱野　清人
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第４４号
鳥取県倉吉市住吉町13番地２
債務者　濱野美江子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第４７号
鳥取県倉吉市伊木217番地８　グランシエロ倉吉セントラルコート302
債務者　森下　　謙
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第５８０号
広島市南区東雲３丁目12番14―404号　柴崎東雲ビル
債務者　濱川　豊樹
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６７７号
広島市南区東雲２丁目４番16―202号、住民票上の住所広島県豊田郡大崎上島町東野3066番地７
債務者　藤川　真紀
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７３５号
広島市西区南観音６丁目12番７―202号
債務者　大南　宏一
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７３６号
広島市南区出汐２丁目１番10―202号
債務者　北本　貴志
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土居109番地２
債務者　川上　太助
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第２０号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土居109番地２、前住所福岡県嘉穂郡桂川町大字土師2369番地20
債務者　川上　初代
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１５７号
福岡県久留米市城島町浮島476番地６
債務者　坂井いさ子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第８７号
北海道小樽市色内１丁目７番５号、前住所北海道小樽市色内１丁目３番19号　ハタコ―ポラス27号室
債務者　増井　　学
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部